令和3年度

財政援助団体等監査報告書

三田市監査委員

三 監 第 114 号 令和3年10月29日

三田市長 森 哲 男 様

三田市監査委員 島 康 雄

同 竹本 昌弘

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

令和3年度 財政援助団体等監查報告書

第1 監査の種別

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項による監査)

第2 監査の対象

次に掲げる補助事業者に対する令和2年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助等に係る部署を監査の対象としました。

- 1 補助事業者 ※「」は補助事業名
- (1) 三田市消防団
 - 三田市消防団組織育成事業推進助成

「三田市消防団本部及び分団運営事務」

「区有消防運営事業」

- 2 対象部署
 - (1) 三田市消防本部総務課

第3 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査して、その有効性を 評価するとともに、財政援助に係る事務が関係法令等に準拠して、適正で効率的かつ 効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検 証することを目的としました。

第4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定しました。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付に係る 事務処理が適切にな されないリスク	ア 補助金の交付に係る根拠規定はあるか。また、根拠規定において、補助事業の目的及び内容、補助事業者、補助金の額並びに補助金が充当できる経費は明確に規定されているか。 イ 補助金の交付に係る交付決定、実績報告の審査及び確定通知等の一連の事務処理は、適正に行われているか。 ウ 補助金の確定前交付が行われているものについて、その必要性が認められるか。 エ 補助事業者に対して、必要な指導監督等が適時に行われているか。

(2) 補助事業者における 事務処理が適切にな	ア 補助金の交付に係る交付申請、実績報告等の一連 の事務処理は、適正に行われているか。
されないリスク	イ 所管部署に提出された補助金等の交付申請書、実 績報告書等と補助事業者における事業計画書、予算 書及び決算諸表等は整合しているか。また、実績報 告書は補助事業の実施内容、効果等が確認できるよ うなものとなっているか。
	ウ 補助事業者における事務処理が適正に行われるよ うに内部統制が構築されているか。
(3) 補助金が補助事業以外の事業等に流用さ	ア 補助金が充当されている経費の領収書等の確認は 適正に行われているか。
れるリスク	イ 補助金が充当されている経費の内容は補助事業の 目的、内容等に照らして適正なものとなっている か。
(4) 補助事業の公益性、 必要性、有効性、公 平性等が失われてい	ア 補助事業の内容に必要性、有効性、公平性等が認 められるか。また、他の事業との重複、類似してい ないか。
るリスク	イ 補助金等見直しガイドライン(平成28年5月 財政 課) に照らして適正なものとなっているか。

第5 実施した手続の内容

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員からの説明を聴取しました。

これらの実施に当たっては、三田市監査基準に基づき行うものとし、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況の確認の観点により監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第6 監査の期間

令和3年4月30日から令和3年10月28日まで

第7 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行については、法令等に基づき、概ね適正に 処理されていると認められました。

しかしながら、後述の指摘事項のとおり、一部において、改善等を要する事項がありました。

なお、指摘事項は、監査開始時点のものです。

(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。 ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。 また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

1 三田市消防団組織育成事業推進助成の概要

ア 補助事業名

三田市消防団組織育成事業推進助成

イ 補助事業の目的

三田市消防団が災害時における消火、救出、救護、避難等の消防団活動における組織運営並びに育成及び活性化を図るために行う事業

ウ 補助対象となる事業

- (1) 三田市消防団本部及び分団運営事務
- (2) 区有消防運営事業

エ 補助の対象となる経費

- (1) 会議費及び通信費
- (2) 消防団器具庫及び消防団車両並びに消防団資機材の維持管理経費並びに軽微な修繕費
- (3) 災害防除に伴う消耗資機材費
- (4) 災害及び訓練等に関する経費

オ 組織の状況等

(1) 消防団の組織(令和2年4月1日現在)

	本部数	分団数	定数	実数
三田市消防団	1	7	704人	704人

(2) 消防団員の構成状況(令和2年4月1日現在)

職名	人数
団長	1人
副団長	3人
分団長	7人
副分団長	14人
部長	12人
班長	68人
団員	599人
計	704人

- (3) 消防器具庫数 市内12か所
- (4) 消防ポンプ自動車等の配備状況 小型動力ポンプ付積載車 13台 小型動力ポンプ 13台

カ 区有消防ポンプ設置数(令和2年4月1日現在)

分団名	第1	第2	第3	第4	第 5	第6	第7	計
保有数	6台	6台	13台	6台	10台	7台	7台	55台

キ 補助金の額等

	補助対象事業・事務	補助限別	度額
		団本部	250,000 円
1	三田市消防団本部及び分団運営事務	1分団につき	
		分団	545,000 円
		団員数割	950 円
2	区有消防運営事業	1台につき	30,000円

(単位:千円)

ク 補助金の支出状況

	補助対象事業・事務	令和2年度
支出額	三田市消防団本部及び分団運営事務	4,730
	区有消防運営事業	1,650

2 指摘事項

次に掲げる事項については、速やかに、改善等に向けた取り組みを行ってください。

ア 補助事業者における補助金の適正な執行について

三田市消防団組織育成事業推進助成要綱第4条において「補助金は、次に掲げる経費に対して交付する。」とし、同条第1号から第4号に掲げる経費が補助対象とされているにも関わらず、対象とならない経費が含まれているものがありました。

特に同条第1号において「会議費及び通信費」が補助対象とされているところ、補助事業者において通信費の支出がないことから、これに代わる経費として事務用品を購入し、その購入費用が補助経費として含まれていました。

補助金の交付については、再度法令や要綱等に照らし合わし、不適切な支出が生じていた場合は適切な処理を講じるとともに、補助事業者に対して適正な執行が行われるよう指導してください。

また、実情と異なる運用がされている場合には、要綱の改正等を検討してください。

イ 補助事業者における会計手続について

補助金の収入・支出にかかる調書(手続書類)が作成されていないことから、会計手続の適否を確認することが出来ないものがありました。

さらに、補助対象経費となる経費の領収証や購入した物品の明細、講演会開催に伴う 資料等がないことから、支出した金額の適否を確認することができないもの、発行者名 が誤っている領収証を受領して事務処理が行われているものがありました。

調書は、適正な補助金執行の証拠資料となることから適正に作成するとともに、証拠となる書類においても適切に保管し、また、適正な書類をもって会計手続が行われるよう、補助事業者に対して指導してください。

ウ 補助事業者における会計報告について

補助金の執行に際して、補助事業者は会計報告や項目別収支明細等を作成し、適切な 執行に努められているものの、作成された会計報告に一部記載誤りが見受けられまし た。

さらに、会計報告等は、補助金等交付申請書に添付された事業計画書の内容が確認できないものとなっていました。

補助金の交付については、再度法令や要綱等に照らし合わし、不適切な支出が生じていた場合は適切な処理を講じるとともに、計画と実績とを容易に判別可能な書類の作成を補助事業者に対して指導してください。

エ 補助事業者における源泉徴収について

所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」と規定され、この源泉徴収義務者については、人格のない社団・財団も含まれるとされています。

補助事業者から同法第 204 条第 1 項第 1 号に規定する報酬・料金等(講演料等)の支払がされていますが、その支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。

3 意見事項

次に掲げる事項については、財政援助に係る出納その他の事務執行等において十分に 留意されるよう意見を提出します。

ア 補助事業者に対する指導・助言について

三田市消防団においては、三田市消防団会計監査マニュアルを作成し、監査の方法や報告、公金の支出費目などを明文化し、かつ、定期的な監査を行うことで適切な運営に努められています。

しかしながら、三田市消防団組織育成事業推進助成要綱第4条に規定された補助金の使途と一部異なる経費の支出が見受けられました。

ついては、補助金の適切な執行が行われるよう、補助事業者に対して指導及び必要な助言を行ってください。

イ 補助金の適切な執行について

補助金の交付については、補助対象となる事業ごとに補助金等交付申請書が提出され、それぞれ事業ごとに交付決定が行われていました。

補助事業者が作成した会計報告等会計処理に係る資料を確認すると、運営に要した 経費は費目ごとに分類されているものの、交付決定がされた補助事業に要した経費の 明細は存在しませんでした。

補助金の執行については、補助事業ごとに明細を作成し、事業ごとに要した経費が確認できるよう補助事業者に対して指導してください。

ウ 補助事業者が保有する備品の管理について

消防団の組織運営に必要となるノートパソンやプリンターが、当該補助金を用いて 購入されているものの、購入した備品に対する台帳等が存在しておらず、保有する備品 の品目や数量等の確認ができませんでした。

備品については、その所在を明確にするための台帳等を整備するとともに、破損等の 有無を調査するなど、適正な管理が図られるよう、補助事業者に対して指導してくださ い。

整理番号 3 66

監査結果 報告日	令 和 3 年 10 月 29 日 監査結果報告
対象監査	令和3年度財政援助団体等監査
対象部署等	消防本部
補助事業名	三田市消防団組織育成事業推進助成
指摘事項	【補助事業者における補助金の適正な執行について】 三田市消防団組織育成事業推進助成要綱第4条において「補助金は、次に掲げる経費に対して交付する。」とし、同条第1号から第4号に掲げる経費が補助対象とされているにも関わらず、対象とならない経費が含まれているものがありました。 特に同条第1号において「会議費及び通信費」が補助対象とされているところ、補助事業者において通信費の支出がないことから、これに代わる経費として事務用品を購入し、その購入費用が補助経費として含まれていました。 補助金の交付については、再度法令や要綱等に照らし合わし、不適切な支出が生じていた場合は適切な処理を講じるとともに、補助事業者に対して適正な執行が行われるよう指導してください。 また、実情と異なる運用がされている場合には、要綱の改正等を検討してください。
改 善 措 置 通 知 日	令 和 3 年 11 月 10 日 改善措置通知
改善措置内容	三田市消防団組織育成事業推進助成要綱を実情に応じて見直し(変更作業中)、変更します。また、補助事業者に対して変更した内容を周知し、適切な支出を行うように指導します。
改善措置 公表日	令 和 3 年 11 月 26 日 改善措置公表

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。 ※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

整理番号 67

監査結果 報告日	令 和 3 年 10 月 29 日 監査結果報告
対象監査	令和3年度財政援助団体等監査
対象部署等	消防本部
補助事業名	三田市消防団組織育成事業推進助成
指摘事項	【補助事業者における会計手続について】 補助金の収入・支出にかかる調書(手続書類)が作成されていないことから、会計手続の適否を確認することが出来ないものがありました。 さらに、補助対象経費となる経費の領収証や購入した物品の明細、講演会開催 に伴う資料等がないことから、支出した金額の適否を確認することができないも の、発行者名が誤っている領収証を受領して事務処理が行われているものがありました。 調書は、適正な補助金執行の証拠資料となることから適正に作成するととも に、証拠となる書類においても適切に保管し、また、適正な書類をもって会計手 続が行われるよう、補助事業者に対して指導してください。
改善措置 通知日	令 和 3 年 11 月 10 日 改善措置通知
改善措置内容	交付金の収入・収支会計手続の適否について、判断材料となる明細を添付するように三田市消防団会計監査マニュアルを変更しました。また、年に2回実施される消防団幹部による特別監査にて、その添付内容についても適切に評価し、指導するように指示しました。
71 Mg 111 177	
改善措置 公表日	令 和 3 年 11 月 26 日 改善措置公表

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。 ※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

番号 整理番号 68

監査結果 報告 日	令 和 3 年 10 月 29 日 監査結果報告
対象監査	令和3年度財政援助団体等監査
対象部署等	消防本部
補助事業名	三田市消防団組織育成事業推進助成
指摘事項	【補助事業者における会計報告について】 補助金の執行に際して、補助事業者は会計報告や項目別収支明細等を作成し、 適切な執行に努められているものの、作成された会計報告に一部記載誤りが見受 けられました。 さらに、会計報告等は、補助金等交付申請書に添付された事業計画書の内容が 確認できないものとなっていました。 補助金の交付については、再度法令や要綱等に照らし合わし、不適切な支出が 生じていた場合は適切な処理を講じるとともに、計画と実績とを容易に判別可能 な書類の作成を補助事業者に対して指導してください。
改善措置通知日	令 和 3 年 11 月 10 日 改善措置通知
改善措置内容	三田市消防団会計監査マニュアルを補助事業者に再周知し、それに従った適切な監査を徹底するように指導しました。また、補助金等交付申請書に添付された事業計画書の内容については、計画と実績が合致するように細分化して記入し申請するように指示しました。
改善措置公表日	令 和 3 年 11 月 26 日 改善措置公表

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。 ※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

番号 整理番号 3 69

監 査 結 果 報 告 日	令 和 3 年 10 月 29 日 監査結果報告
対象監査	令和3年度財政援助団体等監査
対象部署等	消防本部
補助事業名	三田市消防団組織育成事業推進助成
指摘事項	【補助事業者における源泉徴収について】 所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」と規定され、この源泉徴収義務者については、人格のない社団・財団も含まれるとされています。 補助事業者から同法第204条第1項第1号に規定する報酬・料金等(講演料等)の支払がされていますが、その支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。
改善措置通知日	令 和 3 年 11 月 10 日 改善措置通知
改善措置内容	源泉徴収の義務について三田市消防団会計監査マニュアルを変更して、明記しました。また、補助事業者にそのマニュアルを周知し、再発防止を徹底するよう指示しました。 補助事業者に所得税法第204条第1項第1号に規定する報酬・料金等(講演料等)を支払った対象者の源泉徴収の遺漏が生じないよう通知するように指示しました。
改善措置 公表日	令 和 3 年 11 月 26 日 改善措置公表

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。 ※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。